

別表1 審査の評価基準

項目	評価項目	審査項目	配点
提出書類 の審査	業務実績	・障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定又は改定の実績 ・総合計画、福祉に関する計画策定に関する業務実績	20
	担当者実績	・担当者の障がい者計画等の福祉計画の策定又は改定の実績、経験年数	
	業務体制	・実施体制、支援体制、役割分担等の具体的内容	
企画提案書	改定支援のスタンス	・障がい者計画等策定支援の考え方の具体性	50
	計画の策定方針	・小野市総合ビジョン、県の障害福祉計画に対する理解度	
	小野市に対する理解度	・市政に対する理解度 ・福祉に対する理解度	
	現状把握の的確性	・必要とする資料やデータの収集方法、分析方法の的確性 ・提案の地域特性やニーズ・課題への適合性	
	業務工程及び実施体制	・スケジュールの効率性、効果性 ・受託者と市の役割分担の明確性	
自由提案	各計画の達成を具現化する事業提案	・提案事業者のノウハウや知識等を生かした創意工夫、効果性	10
プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションの説明状況	・提案内容の把握、説明の明確性 ・業務に対する取組の意欲	10
	ヒアリングにおける回答状況	・質問に対する回答の適正さ、明確性	
価格	提案価格	・(全提案者中の最低見積額) / (提案者の見積額) × 10点で算出した点数(小数点以下切り捨て)	10
合 計			100

- ・上記の項目を、審査委員が1人当たり100点満点で採点する。
- ・各審査委員の合計を総合点とし、総合点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。
- ・総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、企画提案書の評価点が高い事業者を、最優秀提案者として選定する。
- ・企画提案書の評価点も同点の場合は、審査委員で協議し、最優秀提案者を決定する。
- ・すべての参加事業者の総合点が60点に満たない場合は「該当者なし」とする。

【提出書類の審査の評価基準】

各評価項目は、「優れる」「普通」「劣る」の3段階で評価する。

【企画提案書の評価基準】

各評価項目は、「非常に優れる」「優れる」「普通」「やや劣る」「劣る」の5段階で評価する。

【プレゼンテーション及びヒアリングの評価基準】

各評価項目は、「優れる」「普通」「劣る」の3段階で評価する。